

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合の理事の変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年5月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 新たに理事になった者の氏名及び住所

氏 名 住 所

川田 正晴 丸亀市飯山町東坂元299番地2

2 理事でなくなった者の氏名及び住所

氏 名 住 所

山本 進 丸亀市飯山町東坂元397番地1